

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年12月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：23件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	補助海水系ポンプ出口ストレーナ（A）のドレン弁廻りの保温材より水の微量リークが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
2	1号機	主発電機水素冷却器のタービン建屋補機冷却系温度調節弁（3台）において、保温材の破損が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
3	1号機	原子炉補機冷却系サージタンクのレベル指示に低下傾向がみられることから、同系熱交換器の伝熱管にリークの可能性があるため、調査後、対応検討	GⅢ	
4	2号機	主タービン電気油圧式制御装置冷却水回収ポンプ本体のドレン排水配管に破損が確認されたため、当該部を修理	GⅢ	
5	2号機	高圧復水ポンプ（A）潤滑油ストレーナの出口側フランジ部において、油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
6	3号機	所内ペーシング設備において、補助海水系ストレーナ脇のスピーカ支持物の腐蝕による損傷が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
7	3号機	主油タンクガス抽出機吸込配管フランジ部において、油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
8	3号機	タービン建屋2階除染エリアのファンネルにおいて、排水不良が認められたため、当該部を点検・清掃	GⅢ	
9	3号機	3・4号サービス建屋の壁（非放射線管理区域）に破損が認められたため、当該部を修理	対象外	
10	3号機	タービン駆動原子力給水ポンプ油冷却器（A）の温度調節弁入口側ドレン弁において、シートリークが認められたため、当該ドレン弁を点検・修理	GⅢ	
11	4号機	試料採取系事故後サンプル調整ラックにおいて、計装用空気入口弁の名称板に誤りが認められたため、当該弁の名称板を交換	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	4号機	原子炉ウエルの水抜き操作におけるドレン弁全開操作の際、同ドレン弁の動作が弁表示と逆（弁表示「全開」時、弁本体は「全閉」）となっていることが認められたため、当該弁を点検・修理及び対応検討	G III	
13	4号機	燃料プール冷却浄化系スキマサージタンク補給水弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
14	5号機	主復水器水室出入口圧力変換器6台（全12台）に名称板の破損及び脱落による紛失が認められたため、当該変換器の名称板を交換	G III	
15	5号機	原子炉自動減圧系に「ADS駆動用窒素系A 圧力高/低」警報が発生したため確認をしたところ、駆動用窒素ガス圧力調節弁のシートリークが推定されるため、当該弁を点検・修理	G III	
16	5号機	主復水器連続洗浄装置制御盤（A系、B系）の前面扉窓ガラスに破損（ひび）が認められたため、当該扉を修理	G III	
17	6号機	原子炉冷却材再循環ポンプ及び電動機の温度記録計において、定時測定データの印字不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	G III	
18	6号機	復水回収タンクのポンプ出口逆止弁に動作不良（全閉不良）が認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
19	6号機	480V所内電源設備タービン建屋モータコントロールセンター（6AZ-1）において、回路No. 12Eの配線用しゃ断器に操作不良が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
20	6号機	非常用ディーゼル発電機設備（B系）建屋の換気空調機設備において、給気側加熱コイル用温度調節器に動作不良が認められたため、当該温度調節器を点検・修理	G III	
21	集中環境施設	機器ドレン系上澄水ろ過器（A、B）に詰まりが認められたため、当該ろ過器を点検・清掃	G III	
22	その他	480V所内電源設備使用済燃料共用プールパワーセンター（B）の点検において、気中しゃ断器1台に機構部取付ネジ1本の破損が認められたため、当該ネジを交換	G III	
23	その他	当社のマニュアルにおいて、不待機時間の測定対象となっている系統機能の点検作業を行う場合は、作業許可書にその旨を記載することになっているが、記載のない作業許可書が認められたため、保全の有効性評価を行い影響のないことを確認	G II	